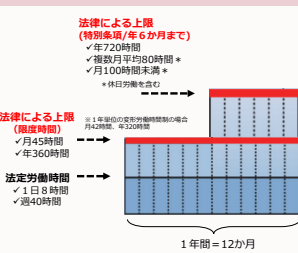


サブロク

36協定の
適正な締結

法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超える時間外労働や法定休日（毎週少なくとも1日）に労働を行わせるためには、36協定を締結し、労働基準監督署長に届け出る必要があります。

時間外労働には法律で上限が定められています。



- ◆以下の事業・業務については、令和6年4月1日以後、上記と異なる上限規制が適用されます。
建設の事業（3月31日以前に竣工する建設の事業を除く）、自動車運搬の事業、医療に従事する医師
- ◆新技術・新商品等の研究開発業務については、上記規制の適用が除外されています。
詳細は、HPをご参照ください。

様式には、労働保険番号・法人番号についても記載が必要です

法人番号は「国税庁法人番号公表サイト」からも検索できます

協定すべき事項は以下のとおりです

- 様式第9号
- ☐ 時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的事由
 - ☐ 業務の種類 ☐ 労働者数 ☐ 対象期間（1年以内に限る） ☐ 1年の起算日 ☐ 協定の有効期間
 - 業務の種類について定めるに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしてください。
 - ☐ 対象期間における1日、1か月、1年について、延長することができる時間数又は労働させることができる休日の日数、始業及び終業の時刻
 - ☐ 時間外労働・休日労働の合計が以下を満たすこと（チェックボックスに要チェック）
☐ 月100時間未満 ☐ 2～6か月平均80時間以内

臨時的に限度時間を超える労働について協定する場合、協定すべき事項は以下のとおりです

- 様式第9号の2
- ☐ 1か月の時間外労働・休日労働の合計時間数（100時間未満）
 - ☐ 1年の時間外労働時間（720時間以内）
 - ☐ 限度時間を超えることができる月数（1年について6か月以内とする）
 - ☐ 臨時的に限度時間を超える労働させることができる場合
「過半数を要することのない、職務の大幅な増減等（臨時に業務時間（月45時間・年360時間）を超えて労働させる必要がある場合を要する限り具体的に定めなければならない。〔業務の都合上必要な場合〕、〔業務上やむを得ない場合〕など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものを要する場合は認められないことに留意してください。〔例〕・新技術・新商品等の研究開発業務、納期の逼迫、大規模なクレームへの対応、機械のトラブルへの対応」
 - ☐ 限度時間を超える労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置
以下のものから協定することが望ましいことに留意してください。
①医師による診断指導 ②夜間（22時～5時）の回数制限 ③就業から始業までの休息時間の確保（勤務間インターバル）
④代休日・特別休暇の付与 ⑤勤務時間や労働時間短縮に向けた指導 ⑥労務管理の徹底推進
⑦心身からの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による指導、指導や保健指導
 - ☐ 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
25%を超える率とするよう努めてください。
 - ☐ 限度時間を超える労働する場合における手続
(例：労働者代表者に対する事前申し入れ、労使協議)

様式の記載例は次頁以降をご参照ください

36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針

- ☐ 時間外労働や休日労働は必要最小限にとどめてください。
- ☐ 使用者は、36協定の範囲内で労働させた場合であっても、労働者に対する安全配慮義務を負うこと、また、時間外・休日労働時間が1箇月においておおむね45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の関連性が徐々に強まることに留意する必要があります。
- ☐ 限度時間（月45時間・年360時間）を超えて労働させることができる時間を定めるに当たっては、**限度時間までにできる限り近づけるように努めてください。**
- ☐ 1か月未満の期間において労働する労働者について、1週、2週及び4週のそれぞれについての延長時間が目安時間（1週15時間、2週27時間、4週43時間）を超えないものとするよう努めてください。
- ☐ 36協定において休日の労働を定めるに当たっては、**休日労働の日数及び時間数をできる限り少なくするよう努めてください。**

36協定の締結当事者

- 36協定締結の際は、その都度、当該事業場に使用されるすべての労働者（パートやアルバイト等も含む）の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合、過半数組合がない場合は、すべての労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と協定しなければなりません。
- 過半数代表者の選任に当たっては、以下の点に留意する必要があります。
✓ 管理監督者でないこと
✓ 36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと
※不適切な選出の例：会社による指名、社員親睦会の幹事などを自動的に選出
- 使用者は過半数代表者が協定締結に関する事務を円滑に遂行することができるよう、必要な配慮を行わなければなりません。

36協定のチェックボックスにチェックする必要があります。

36協定は、常時各作業場の見やすい場所への掲示や書面を交付する等の方法により、労働者に周知する必要があります。

各種ご案内

36協定の様式のダウンロードはこちら

必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署に届出可能な36協定届を作成することができます

36協定の電子申請はこちら

労働基準法第36条第1項関係

スタートアップ労働者

労働基準法第36条第1項関係



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(R6.1)

36協定届の記載例（限度時間を超えない場合）

(様式第9号（労働基準法施行規則第16条第1項関係）)

- ◆36協定で締結した内容を協定届（本様式）に転記して届け出てください。
- ◆36協定届（本様式）を用いて36協定を締結することもできます。その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結することが必要です。必要事項の記載があれば協定届様式以外の形式でも届出できます。
- ◆36協定の届出は電子申請でも行うことができます。 ◆（任意）の欄は、記載しなくても構いません。

表面

時間外労働に関する協定届 休日労働		労働保険番号 法人番号		労働者の届出 労働者数		協定の有効期間	
事業場（工場、支店、営業所等）ごとに協定してください		事業場の名称 金属製品製造業		事業場の所在地（電話番号） 〇〇市〇〇町1-2-3		協定の有効期間 〇〇〇〇年4月1日から6月30日まで	
事業場の種類 金属製品製造業		事業場の名称 〇〇金属工業株式会社 〇〇工場		事業場の所在地（電話番号） 〇〇市〇〇町1-2-3		協定の有効期間 〇〇〇〇年4月1日から6月30日まで	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者数 (満18歳以上の者) 10人 10人 20人		所定労働時間 (1日) 7.5時間 7.5時間 7.5時間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更		業務の種類 設計 検査 機械組立		労働者			